

【特集】

# あらゆる人が 暮らしやすい 鶴岡を目指して

～障害者差別解消法施行から1年～



障害のある人への差別をなくすための「障害者差別解消法」が施行され1年がたちました。今回の特集では、この法律の内容、障害のある人やご家族の声を紹介します。障害のある人もない人も、誰もが暮らしやすい鶴岡にするためにできることを考えてみませんか。

◎問合せ 本所福祉課 ☎25 - 2111内線130

【写真】障害のある人が勤める喫茶ギャラリーかたぐるま

## ノーマライゼーションを 知っていますか？

私たちの町には子供からお年寄りまで様々な人がいます。その中には自分の体を思うように動かすことができない、知的機能の発達に遅れがある、精神疾患を患っているなど、障害のある人たちがいます。そして、障害のある人には、障害のない人が当たり前に行えることが、難しい場合があります。

例えば、駅のホームに階段でしか行くことができないならば、足に障害があり階段を使って移動することが難しい人は、当たり前前に電車を利用することができません。でも、エレベーターやスロープがあればそれは解消できます。障害のある人が感じるハンディキャップは、心身の障害だけではなく、社会や環境にも原因があるのです。

この社会や環境にあるハンディキャップの原因をできるだけなくし、障害のある人でも障害のない人と同じように普通の生活を送ることができる社会を目指す理念を「ノーマライゼーション」と言います。

この理念の下、障害者基本法の改正など、障害のある人が社会の一員として尊厳を持って生きていけるような環境整備が進められてきました。

## 障害者差別解消法って？

昨年四月に施行された「障害者差別

## 障害のことを知って地域で見守りを



鶴岡手をつなぐ親の会  
会長 橋本 廣美 氏

息子がダウン症で、現在、知的障害のある子供を持つ親たちで組織している「鶴岡手をつなぐ親の会」の会長を務めています。また、障害のある方の就労を支援する「デイセンターじゃがいも」に携わっています。

障害の特性は人によって様々です。息子の場合ダウン症ですが、人との関わりが苦手でお話もうまくできません。自閉症の方には、一定の行動にこだわる傾向があり、いつもと同じ行動ができないとパニックになることもあります。それに、大勢の人がいる場所に一緒にいることになじめないときもあります。医療機関の待合室などで、その場を離れることができるときは、車など別の場所

待たせてもらうことができるよう配慮していただければありがたいです。

ここ十数年の間に障害者に対する法律や制度が整備され、知的障害のある方たちが地域社会で活動していく場も整ってきましたが、障害の重い子供たちの暮らしの場・生活の場の構築は進んでいません。親が元気なうちに、親と子供、それぞれの生活が確立できる仕組みを作るため、提言していきたいと考えています。

皆さんが住んでいる町にも障害のある方がいらっしやると思います。障害について知り、地域社会の一員として見守っていただければうれしいです。「おはよう」と気軽に声をかけることから始めてみませんか。

## 障害のある人もない人も住みやすい社会へ

けがで両足が不自由になり車椅子を利用して生活しています。車椅子での生活になってから再就職し、定年退職するまで、地元の民間企業に30年間勤めました。会社は障害の特性を理解して、自動ドアやスロープの設置など働きやすい環境を整えてくれました。とても感謝しています。

現在は鶴岡市障害者相談員として、同じような障害のある方に、自分の経験を踏まえアドバイスをしています。また、インターネットなどを利用していない人も多いので、福祉用具などの新しい情報を提供しています。

下肢障害のため車椅子や杖を利用

していると、大勢の人がいる場所で、全体の流れを止めてしまうことがあります。先日、コンサートに行き入場待ちの行列に並んでいたところ、スタッフの方がほかの並んでいる方に理解を求めて先に誘導してくれました。とてもうれしい配慮でした。

現在健康でも自分や家族が高齢や病気、けがなどで障害者になることもあります。障害は一部の人だけの問題ではありません。障害者差別解消法の理念が広く浸透し、障害のある人もない人も誰もが住みやすい社会になっていくことを期待します。私も障害のある立場で啓発していきたいです。



鶴岡市障害者相談員  
阿毛 稔 氏

障害のある人への、障害を理由とする差別には、「不当な差別的取扱」と「合理的配慮の不提供」があります。では、どんなことが不当な差別的取

### 障害を理由とする差別とは？

障害のある人にとって、日常生活や社会生活が困難になる社会的障壁とはどのようなものを指すのでしょうか。それは、障害のある人が使づらい施設・設備や通行しづらい道路、障害が理由で制限される制度、障害のある人を意識していない習慣・文化、障害のある人への誤解や偏見等のことです。

### 社会的障壁とは？

「障害のある人」とは、身体障害、知的障害、精神障害、そのほか心身の機能の障害があり、障害や社会的障壁によって、継続的に日常生活や社会生活を送ることが困難な人です。障害者手帳を持っていない人も含まれます。

「障害のある人」とは、身体障害、知的障害、精神障害、そのほか心身の機能の障害があり、障害や社会的障壁によって、継続的に日常生活や社会生活を送ることが困難な人です。障害者手帳を持っていない人も含まれます。

「障害のある人」とは、身体障害、知的障害、精神障害、そのほか心身の機能の障害があり、障害や社会的障壁によって、継続的に日常生活や社会生活を送ることが困難な人です。障害者手帳を持っていない人も含まれます。

# こんなことはありませんか？

## 不当な差別的取扱い



スポーツクラブやカルチャーセンターなどに入会しようとして、障害があることを伝えると、そのことを理由に断られた。



アパートやマンションを借りようとして、障害があることを伝えると、そのことを理由に貸してくれなかった。

## 合理的配慮の不提供



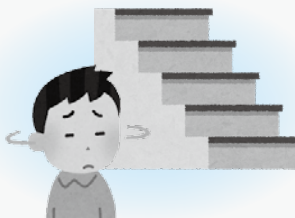
災害時の緊急避難所で、聴覚障害があることを管理者に伝えたが、必要な情報提供は音声でしか行われなかった。



会議に招かれたので、目が不自由なことを伝え、資料を読み上げるなどの支援が必要だと申し出ていたが、対応してもらえなかった。

## 生活を送る上での妨げ…それが社会的障壁です

### 段差



3 cm程度の段差でも車椅子は進めなくなります。

### 書類



難しい漢字ばかりでは理解しづらい人もいます。

### ホームページ



全て画像だと読み上げソフトが機能しません。

扱いで、どんなことが合理的配慮の不提供に当たるのでしょ。

### ▼不当な差別的取扱い

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為は禁止されます。

例えば、車椅子を利用していることを理由にお店への入店を断ることなどは、

### ▼合理的配慮の不提供

障害のある人や家族などから何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、「過重な負担」にならない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮を行うことが求められます。

例えば、車椅子を利用している人が乗り物に乗る時に手助けをすることや、窓口で障害の特性に応じた手段（筆談、読み上げなど）でコミュニケーションすることなどです。

こうした配慮を行わないことで、障害のある人の権利利益が侵害される場合は、差別に当たります。

### どうすればいいか一緒に考えよう

合理的配慮の内容や程度は、障害のある人の心身の特徴や取り巻く環境など、個別の場面や状況などによって異なります。

また、行政機関や民間事業者には人的、技術的、財政的など制約があるた

# 障害の種類を理解して、適切な配慮を

障害には様々な種類があり、個人によっても違いがあります。  
障害の特性や配慮の主な例を紹介します。

## 知的障害の方

特性

お金の管理や読み書きなど日常生活に困ることがあり、なんらかの特別な支援が必要

配慮

- 具体的で分かりやすい言葉で話す  
「あれ」「これ」などの曖昧な表現を避け、分かりやすい具体的な言葉で話しましょう
- 言葉以外の方法も使って説明する  
絵や図を使ったり、実物を見せたりするなど分かりやすく説明しましょう

## 精神・発達障害の方

特性

意識、感情、行動などに障害があり、社会生活を送ることが困難

配慮

- 不安を感じさせない  
相手に不安を感じさせないように、穏やかな対応やコミュニケーションを心掛けましょう
- 理解できるように話す  
相手が理解できるまで、「ゆっくり」「ていねいに」「繰り返し」話しましょう

## 肢体が不自由な方

特性

手や腕（上肢）、足や脚（下肢）、体幹に障害があり日常の動作などが困難

配慮

- 扉やドアの開閉を手伝う  
手動式の扉などの開閉は非常に困難です。扉を開き、押さえるなど協力しましょう
- 車椅子を利用している方の移動を手伝う  
「車椅子を押しませんか」と声を掛け、本人の同意を得た上で手伝いましょう

## 目が不自由な方

特性

「全く見えない」「ぼやけて見える」「中心が見えない」など人によって見え方が様々

配慮

- 自分から声をかける  
「お困りですか」「何かお手伝いしましょうか」などの声掛けをしましょう
- 具体的に話す  
方向は「前」「後」「右」「左」、距離は「約〇m先」など具体的に話しましょう

## 耳が不自由な方

特性

「全く聞こえない」「僅かに聞こえる」「雑音が混ざる」など人によって聞こえ方が様々

配慮

- コミュニケーションの方法を確認する  
「手話」「筆談」、口の動きを読み取る「読話」など希望の方法を確認しましょう
- 分かりやすく簡潔に伝える  
会話が可能な場合はゆっくりと、筆談をする場合は簡潔に、分かりやすく伝えましょう

## 内部障害の方

特性

心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

配慮

- 体力的負担を軽くする  
内部障害があることをマークなどで示している人には、バスで席を譲るなどしましょう
- 感染症をうつさないようにする  
免疫力が低下している人が多いので風邪などをうつさないよう注意しましょう

## 差別をされたときの 相談窓口

▶ 本所福祉課障害福祉係  
☎25 - 2111内線130  
FAX25 - 9500

▶ 障害者相談支援センター  
(にこ♥ふる)  
☎25 - 2794  
FAX25 - 2476

障害を理由とする差別を解消していく責務は私たち一人ひとりにあります。障害のある人もない人も、みんな一緒に学べる、働ける、暮らせるような、豊かな社会を作っていきましょう。

みんな一緒に学ぶ、働く、暮らす社会へ

め、負担になり過ぎない実現可能な配慮を検討していく必要があります。例えば、会場に階段でしか行くことのできない施設でのイベントに、車椅子を利用している人が参加を希望した場合、その対応としてすぐにエレベーターを建設することは過重な負担と言えます。主催者は、車椅子を利用する人の移動を手伝うスタッフを配置するなど、話し合いながら解決策を導き出すことが求められます。障害のある人となない人が対話を通して差別をなくし、お互いを理解していくことが大切なのです。